

地方公共団体における内部統制・監査に関する研究会  
監査部会（第8回）議事概要

開催日時：平成30年12月11日（火）16:00～17:30

開催場所：総務省内会議室

出席者：宇賀部会長、山本部会長代理、秋山構成員、池田構成員、石川構成員、影浦構成員、  
貴納構成員、友渕構成員、町田構成員、宮原構成員

幹事：北崎自治行政局長、岡行政課総務室長

事務局：森行政課長、内海行政企画官、山口理事官、矢部監査制度専門官、  
谷行政課課長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 議事について
3. 閉会

【意見交換】

- 監査調書の対象がわかるよう、その内容について具体的に丁寧に書いていく必要があるのではないか。
- 言葉の使い分けについて、合理性がある場合は別として、統一性が必要ではないか。
- 監査や審査の種類ごとに、監査報告書のひな型を作ってはどうか。監査役協会の監査役基準についているひな型のようなイメージ。
- 改善事項や是正事項だけを書いている現状の実務があるとするれば、結論を書くようにした方がいいのではないか。
- 地方公共団体が、監査基準に従っていけばある程度の最低ラインの監査ができるようにしていく必要がある。プランニングをし、そしてその通りに実行し、チェックをしていくというような流れが見えやすいようにしてはどうか。
- 監査専門委員の選任について、どのように選任するものなのか。
- 監査専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、代表監査委員が、代表監査委員以外の監査委員の意見を聴いて、これを選任すると規定されている。監査委員の委託を受

け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査するとされている。また、報酬については、条例で定めなければならないとされている。その他については、各地方公共団体において定めることとなっている。

- すでに監査専門委員を活用している。条例で監査専門委員の採用や報酬について定めている。任命は事象ごとにスポット的に行っている。弁護士や土木、建築、IT の専門家にその都度、代表監査委員の名前で委嘱している。
- 実施要領において、実施すべき監査の手続について説明をしていく必要があるのではないか。
- 内部統制制度を導入及び実施していない団体の内部統制に依拠した監査を行うために必要な情報の収集の方法は、内部統制制度を導入及び実施している自治体にとっても参考になるのではないか。
- 内部統制制度を導入及び実施していない団体の監査委員ならびに事務局職員が今後対応していくためにも、実施要領（案）における記載内容は丁寧にかつ分かりやすい記述を示していく必要があるのではないか。
- 大規模な団体と比べると、小規模な団体では、監査の専門性のある識見委員を確保することができない状況もあり、これまで、必ずしも監査方法が明確ではなかった経緯がある。監査基準（案）・実施要領（案）では、平易な用語で分かりやすく監査方法を示すことによって、監査の水準を漸進的に底上げし、全体的にレベルアップを図っていくという方向性を示すべきではないか。
- 現状においても、どの団体にも、程度の差こそあれ内部統制は存在しているのであり、内部統制の重大な不備は、内部統制を整備しているか否かに関わらない。重大な不備という言葉が出てきたら、評価報告制度の議論という話ではない。
- 監査委員による内部統制に関する情報収集がまず行われるのであって、その後で、内部統制に依拠した監査を実施できる場合と出来ない場合に分けていってはどうか。後者は、監査委員が内部統制を評価し、重大な不備があるため、内部統制に依拠できない場合ということになる。
- 内部統制を前提とした監査委員の監査では、監査委員は、監査委員が行う監査、検査、審査について内部統制に依拠できるかどうかをまず判断しないとイケない。

- 内部統制が機能していない状況で事務が行われていると監査委員が判断するのであれば、内部統制の評価を行わず、内部統制に依拠しない方法もとり得るのではないか。
- 前年に内部統制評価報告書で有効だという審査結果を出しているのであれば、それなりに内部統制が整備されているという推察はできると思うが、監査委員がその結論に至る過程の手続きの説明が必要ではないか。内部統制推進部局の評価計画や手続と平仄を合わせるように情報共有を行いながら、心証を得ていく作業などの手続が必要ではないか。
- 内部統制部会での議論では、内部統制ガイドライン（たたき台）を公表する際に、内部統制評価報告にかかる監査委員による審査の手続を詳しく書いていく必要があるということ合意していたはずではなかったか。
- 監査基準にリスクとは何かを、明記する必要があるのではないか。
- 都道府県、市町村の差はあるにしろ、地方公共団体共通に内在するリスク、これは固有リスクだが、それを監査基準でなくても、実施要領の中で例示した方が良いと私は考えている。この場で、出来ないとしても、量的重要性及び質的重要性が高いリスクに監査資源を重点的に配分する必要があることを強調する必要があるのではないか。